

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 期日

平成 19 年 8 月 6 日（月）午前 11 時

2 場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁議会棟 2 階 執行部控室

3 件名

鳥取都市計画道路事業 3・4・8 号宮下十六本松線及び 3・5・3 号美萩野覚寺線